

熊本市職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について

熊本市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

熊本市職員の服務の宣誓に関する条例（昭和 26 年条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 項を加える。

- 3 地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項の会計年度任用職員の服務の宣誓については、前 2 項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（提出理由）

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 29 号）の施行に伴い、会計年度任用職員の服務の宣誓に関する取扱いを定めるため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。